

1-11

賞与を支払ったとき

『被保険者賞与支払届』
『賞与不支給報告書』

事業主が被保険者に賞与を支払ったときは、『被保険者賞与支払届』を当組合に提出していただく必要があります。

この届出により「標準賞与額」が決定され、毎月の保険料と同率で計算された保険料を納付していただきます。

なお、賞与支払予定月に支払いが無かったときは、『賞与不支給報告書』を提出してください。

(1)提出期限

○賞与支払日から**5日以内**

(同一月内に2回以上賞与が支給されたときは、原則としてこれらを合算して最後に支払った日から5日以内に提出してください)。

(2)提出書類

○賞与支払届を電子媒体届書(CD・DVD)で提出するとき

『電子媒体届書(CD・DVD)』と『電子媒体届書総括票』

○賞与支払届を用紙で提出するとき

『被保険者賞与支払届』

※提出枚数がわかるように、右上に1/2、2/2などと記載してください。

(3)対象となる賞与

○労働の対償として受ける賞与・期末手当・決算手当など、名称を問わず年3回以下の支給のものが対象になります。年4回以上支給されるものは標準報酬月額の対象となります。なお、恩恵的に支給される祝金・見舞金などや、臨時的に支給される大入袋などは賞与とはみなされません。

(4)標準賞与額

○被保険者ごとに、支払われた賞与額から千円未満の端数を切り捨てた額を「標準賞与額」といい、これに保険料率を乗じたものが、保険料額になります。

○標準賞与額には**年間累計573万円の上限額**があります。

(年間:毎年4月1日から翌年3月31日までの期間)

(5)保険料率

○毎月の標準報酬月額に対する保険料率と同じ料率です。(9-2-1 参照)

1. 適用関係

(6)その他

- 資格の喪失月に支払った賞与と、産前産後休業または、育児休業等による保険料免除期間に支払った賞与については、保険料賦課の対象にはなりません。年度の累計額に加えることになっているため提出が必要です。
- A社を定年退職した者が、嘱託としてA社に再雇用された後に定年退職前の賞与が支給された場合については、保険料賦課の対象になります。再雇用後の記号番号で提出してください。
- 年度内に上限額(573万円)を超えるたびに「標準賞与額累計申出書」の提出が必要です。なお、記号番号の変更なく上限額(573万円)を超えたときは、自動計算されるため提出の必要はありません。
- 同月得喪など、特殊なケースについては個別にお問い合わせください。